

平成24年度 第1回富田林市都市計画審議会 議事録

平成24年7月11日開催

市役所2階 全員協議会室

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

中上隆三、下野恵子、土井廣和、石原三和、吉村善美、増田 昇、阪野拓也、尾崎哲哉、司やよい、川谷洋史、西川宏郎、南齋哲平、來山利夫、奥田良久、林 光子、山本剛史、山内庸行、渡邊ヒロミ

・欠席委員

鈴木 憲、若林学、新子智一

○事務局

北野俊夫、石田弘幸、仲野仁人、森木和幸、原田揚子、辻野和久、福田清香、鷹野友美、望月授

《事務局：仲野》

それでは、定刻となりましたので、只今から平成24年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、任期満了に伴う委員改選後、はじめての審議会となりますので、開会に先立ちまして多田市長より、委嘱状をお渡しさせていただきます。市長、よろしく願いいたします。

《多田市長・委嘱状交付》

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

続きまして、ここで多田市長より、ご挨拶を申し上げます。

《多田市長・開会挨拶》

皆様、おはようございます。富田林市長の多田でございます。

本日は、平成24年度の第1回富田林市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言日頃の御礼も兼ねましてご挨拶申し上げたいと思います。

皆様方には本日は誠に多忙の中、ご出席を賜りました。ありがとうございます。改めて厚く御礼申し

上げます。

また、当審議会への就任をお願いいたしましたところ、それぞれ皆様方にはご快諾をいただきました。改めて御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしく願い申し上げます。

さて、ご存知のように、本市は石川のせせらぎや田園地域など豊かな自然環境に恵まれ、同時に、寺内町をはじめとする歴史・文化遺産を多数有するなど、まさに自然・歴史・文化にあふれた住宅田園都市として発展してきたところであります。

しかしながら、一方におきましては、わが国が人口減少社会に突入している中、本市におきましても決して例外ではなく、平成 12 年をピークにいたしまして、人口減少に転じており、少子・高齢化の進展をはじめ、環境問題の深刻化、あるいはライフスタイルの変化によります市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く社会状況は大きく変化をしているところであります。そのような中にありまして、本市「都市計画マスタープラン」にあります「安全・安心・快適に暮らせるまち」「地域資源を大切にすまち」「交流と活力のあるまち」を理念といたしました、魅力あるまちづくりをさらに推進していく必要があると考えております。

また、昨年 3 月に発生しました東日本大震災ではございますが、多くの尊い命が犠牲になりました。本市におきましても、今後、東南海・南海地震の発生が危惧をされているところではあります。そのようなことから、まちづくりの根幹をなします都市計画は、今後ますます重要となってくるものと考えております。

委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、本市のまちづくりにお力添えを賜りますように、簡単でございますがお願いを申し上げます。開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

恐れ入りますが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

《多田市長》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

それでは、都市計画審議会を始めさせていただきたいと思っております。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、配席図、資料を用意させていただいております。

配付資料の漏れなどはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日は、委員総数 21 名中、17 名(1 名遅刻で来られたため、最終的に出席は 18 名)にご出席をいただいております。審議会条例第 5 条第 2 項による定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

また、本審議会の議事は、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

なお、本日は3名の傍聴を希望される方がお越しになっており、既に入室していただいておりますことを、ご報告させていただきます。

傍聴をされる方をお願いいたします。本日の審議会の資料と一緒に配付しております「会議の傍聴に係る遵守事項」を守り、議事の円滑な運営が行えますようご協力をお願いいたします。

なお、本日は委員改選後の審議会ということで、会長・副会長をご選出いただくまでの間、事務局の方で、会議を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様方を、配席順にご紹介させていただきます。

中上委員でいらっしゃいます。

《中上委員》

中上です。どうぞよろしくお願い致します。

《事務局：仲野》

下野委員でいらっしゃいます。

《下野委員》

下野です。よろしくお願い致します。

《事務局：仲野》

土井委員でいらっしゃいます。

《土井委員》

土井でございます。よろしくお願い致します。

《事務局：仲野》

石原委員でいらっしゃいます。

《石原委員》

石原でございます。よろしくお願い致します。

《事務局：仲野》

吉村委員でいらっしゃいます。

《吉村委員》

吉村でございます。よろしくお願い致します。

《事務局：仲野》

鈴木委員でいらっしゃいます。

《事務局：仲野》

増田委員でいらっしゃいます。

《増田委員》

増田です。よろしく申し上げます。

《事務局：仲野》

阪野委員でいらっしゃいます。

《阪野委員》

阪野です。

《事務局：仲野》

若林委員でいらっしゃいます。

《事務局：仲野》

新子委員でいらっしゃいます。

《事務局：仲野》

山内委員でいらっしゃいます。

《山内委員》

山内です。よろしく申し上げます。

《事務局：仲野》

渡邊委員でいらっしゃいます。

《渡邊委員》

渡邊でございます。よろしく申し上げます。

《事務局：仲野》

尾崎委員でいらっしゃいます。

《尾崎委員》

尾崎でございます。よろしく申し上げます。

《事務局：仲野》

司委員でいらっしゃいます。

《事務局：仲野》

川谷委員でいらっしゃいます。

《川谷委員》

川谷でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

西川委員でいらっしゃいます。

《西川委員》

西川でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

南齋委員でいらっしゃいます。

《南齋委員》

南齋でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

來山委員でいらっしゃいます。

《來山委員》

來山でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

奥田委員でいらっしゃいます。

《奥田委員》

おはようございます。奥田でございます。

《事務局：仲野》

林委員でいらっしゃいます。

《林委員》

林でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

山本委員でいらっしゃいます。

《山本委員》

山本でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

なお、鈴木委員、若林委員、新子委員におかれましては、本日は所用のためご欠席とのこと。また、司委員につきましては、ちょっと遅れるということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、事務局の紹介に移らせていただきます。

まちづくり政策部長の北野でございます。

《事務局：北野》

北野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり政策部次長の石田でございます。

《事務局：石田》

石田です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課参事兼課長代理の森木でございます。

《事務局：森木》

森木です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課政策係長の辻野でございます。

《事務局：辻野》

辻野です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

政策係の福田でございます。

《事務局：福田》

福田です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

同じく鷹野でございます。

《事務局：鷹野》

鷹野です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

同じく望月でございます。

《事務局：望月》

望月です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

開発指導係長の原田でございます。

《事務局：原田》

原田です。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

そして、私、まちづくり推進課長の仲野です。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがあります。

ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを押してから、ご発言していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第により会議を進めさせていただきます。

次第 2. 「会長及び副会長の選任」についてですが、会長及び副会長は条例第 2 条 1 項 1 号委員の学識経験者からの選出となります。

どなたかご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

《阪野委員》

はい。

《事務局：仲野》

阪野委員。

《阪野委員》

これまで会長・副会長を務められていただいていた「増田委員」および「石原委員」に引き続き会長、副会長をしていただけたら幸いと思いますが、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

会長に「増田委員」、副会長に「石原委員」というご推薦のお声がありましたがいかがでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《事務局：仲野》

「異議なし」とのお声でございますので、会長には「増田委員」、副会長には「石原委員」にお願いしたいと思います。

では、「増田会長」、「石原副会長」のお二人には、恐れいりますが席のご移動をお願いいたします。

また、議事進行にあたりまして、会長・副会長の着任により空席となった場所の整理を行いたいと思いますので、恐れいりますが吉村委員、阪野委員、山内委員、渡邊委員におかれましては順に左の方に、席のご移動をお願いします。

また、会議の準備のため、ここで、若干お時間をいただきたいと思いますので、申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

———— 移動・会場設営等 ————

《事務局：仲野》

すいませんでした。長らくお待たせいたしました。

それでは、新しく就任されました正副会長を代表しまして、増田会長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

《議長：増田会長》

前期に引き続きまして、会長という大任を仰せつかりました大阪府立大学の増田でございます。就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいという風に思います。先程、市長さんからの話もございましたように、今までの都市というのはどちらかというと成長一辺倒という形で進んでまいりましたけれども、ある一定少子高齢化社会に転換をしてからですね、いかに持続性を高めるかとかですね、いかにスマートシュリンクというんですかね、いかに少し縮退をしていくかと、いうふうな成熟型都市への対応みたいなやつが強く求められているというような時代でございますし、今回の震災で言われています大きなキーワードに、レジリエントの高い都市という、どちらかというと対応しなくて、防災をしてしまうという話ではなしに、どんな頑張っても自然に対してはある一定、被害をこうむると、これに対して、回復力をどう高めとくのかという、回復力のある都市づくりというのは一体どう考えたらいいのか

とか、まあこんなことが東南海・南海地震の発生確率が高まっている中で地域でも求められる状況でございます。また、一方ですね、厄介なことと言いますか、地方分権社会の中で基礎自治体への権限移譲というのがどんどん出てきています。

今日も案件でございますように、地区計画の提案制度は市の都計審で審議をする、いろんな意味で府からの権限移譲あるいは国からの権限移譲がございまして、審議をしてある一定の結論を出さないといけないという課題が多く存在しておりますので、公正公明に審議を進めていきたいと思っておりますけれども、皆さん方から忌憚のない意見をいただいて、適切な判断ができるような審議会になればというように思います。

石原副会長には、いろんな意味でサポートいただきたいと思っておりますし、委員の皆様方にはこれからもご支援等お願いしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

これで次第2、「会長及び副会長の選出」を終わらせていただきます。

それでは、以後の進行については、増田会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

《議長：増田会長》

それでは、座って進めさせていただきます。

本日は、報告案件が2件と、その他案件の2件でございます、少し時間が必要かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、「報告案件1」「市街化調整区域における地区計画の提案（宮町二丁目地区）について」ということでご説明のほどよろしく申し上げます。

《事務局：鷹野》

まちづくり推進課の鷹野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案について（宮町二丁目地区）」を報告させていただきます。なお、都市計画図書を、3ページから16ページに添付させていただいておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、前面のスクリーンを用いて説明いたしますが、万が一スクリーンに見にくい箇所などがございましたら、画面右上にお手元の資料のページ数を表示しておりますので、ご参照ください。

この案件はかねてから、本審議会にてご報告させていただいている内容となりますので、まず最初に、今回の提案内容について説明させていただき、それから、協議経過、今後の地区計画の流れについて説明いたします。

それでは、まず最初に、今回の提案内容について説明させていただきます。地図上で赤色で示した部分が今回の計画地で、近鉄喜志駅の南西側、国道170号外環状線の西側沿道の宮町2丁目での提案となっております。提案者はニトリ株式会社で、施設用途といたしましては、商業施設で、家具やインテリア専門の単独店舗となっております。

提案の理由といたしましては、「本地区は、平成18年度策定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ、「第4次富田林市総合計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区である。現地は年数の経過とともに農地以外の土地利用が見受けられるようになってきているが、総合計画では、この「市街地ゾーン」について、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図るものとしている。このようなことから、周辺の住環境及び営農環境等との調和にできる限り配慮した商業地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものである。」とし、国道170号外環状線沿道という立地要件を満たし、商業施設の立地による地域の活性化を図るものとしております。

それでは、地区計画の内容について説明いたします。名称富田林市宮町二丁目地区地区計画、位置宮町二丁目地内、面積約1haの計画となっております。区域の整備・開発及び保全の方針については、先ほどの提案理由と同じ内容となりますが、順に説明いたします。

まず、地区計画の目標といたしまして、「当地区は、富田林市の北部に位置し、土地利用の内容が混在している地区である。このため、地区計画の策定により、建築物等の規制、誘導を行い、商業、文化、交流などの多様な機能を有した、秩序ある地区の形成を行う。」としております。

次に、土地利用の方針といたしまして、「幹線道路沿道の利便性を生かした、良好で周辺環境と調和のとれた商業地区の形成を図る。」としております。

次に、地区施設の整備の方針といたしまして、「周辺環境と調和した土地利用を図るため、隣接する既設の公園と一体利用できる緑道と、雨水流出抑制施設について地区施設として位置づけ整備を行う。」としております。

次に、建築物等の整備の方針といたしまして、「周辺環境と調和した地区の形成を図るため、建築物に関する制限を定める。」としております。

次に、その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針といたしまして、「みどり豊かな潤いのある街並みの形成を図るため、敷地内の緑化に努める。」としております。

続きまして、地区整備計画の内容について説明いたします。今回の地区計画により、整備される地区施設は、緑地と調整池となります。緑地につきましては、区域南側を緑道として整備し、隣接する宮町公園との一体利用を図れるようにします。また、調整池については建築物の地下に設置し、区域の雨水抑制を図ります。区域内の建築物に関する制限についてですが、用途としましては、商業施設、物品販売店舗を主用途とし、これに付随する事務所、車庫、倉庫、飲食店いわゆるフードコーナーとしております。次に容積率を200%、建ぺい率を60%、壁面の位置を幹線道路側からは5m、それ以外からは3mとし、高さの限度を15m、道路斜線を1：1.25、隣地斜線を20m+1：1.25、北側斜線を10m+1：1.25とし、用途地域で言うと第一種・第二種中高層住居専用地域と同様の制限となります。また、本地区は、大阪府景観計画に基づく景観計画区域の国道170号大阪外環状線沿道区域に該当することもあり、建築物の屋根・外壁等の形態及び色彩について、景観に配慮した計画としております。

次に、これまでの協議経過といたしましては、平成23年7月15日に事前相談書が提出され、これに対して平成23年9月2日に市より意見回答をしております。その後、事前調整を行い、平成24年1月24日に地区計画提案を提出しております。これらの経過についてはこれまでの本審議会でも報告させていただいているとおりとなります。前回の都市計画審議会からの動きといたしましては、平成24

年5月6日と5月20日に周辺自治会に対し、説明会を行い、計画内容の周知を行っております。そして、大阪府・警察等、関係機関との協議を行い、大阪府知事との協議に向けて技術面等についての意見調整を行っている段階でございます。

それでは、関係機関との協議内容について説明いたします。

提案者は事前相談及び本提案提出にあたって関係機関と協議を進めてまいりましたが、今回、原案作成に向けて、地区計画関係各課とより詳細についての協議を行ってまいりました。今回協議を行いましたのは、こちらの大阪府の関係各課 9 課と、大阪府警察本部及び富田林警察となります。それでは、各課との協議内容について説明させていただきます。

まず、みどり・都市環境室みどり推進課ですが、計画区域内の緑化の詳細に関する協議を行いました。提案者は今回の協議内容に基づき、大阪府自然環境保全条例に基づく協定に即した緑化計画へと再検討を行っているところです。

次に、農政室整備課ですが、農地転用等に関する協議を行いました。今回の計画地は鉄道駅からおおむね 300m以内にある農地、いわゆる第 3 種農地に該当するため、農地転用について支障はなしとの意見をいただいております。

次に、総合計画課ですが、都市計画法に基づく手続き等、地区計画全般に関する協議を行いました。大阪府における地区計画の取りまとめを行う課となりますので、大阪府関係各課との協議終了後、南部大阪都市計画区域マスタープランに計画内容が整合するよう、今後も調整を行ってまいります。

次に、河川室河川整備課、河川室ダム砂防課、河川室河川環境課ですが、3課一体となりまして、調整池等の雨水対策に関する協議を行いました。今回の計画によって、土地利用が変わってしまうため、調整池等の雨水の抑制について調整を行っております。

次に、建築指導室審査指導課ですが、地区計画決定後の開発許可に関する協議を行いました。こちらは都市計画決定後の申請手続きの話が主となってきますので、開発許可に関する技術基準やスケジュール等について引き続き、調整を行います。

次に、建築指導室建築企画課ですが、景観に関する協議を行いました。先ほどの地区整備計画でも説明させていただきましたが、計画地は大阪府の景観計画区域にかかり、建物規模も届出対象となるため、景観について配慮した計画とするよう指導を受けております。

次に、文化財保護課ですが、文化財保護法に関して協議を行いました。今回の計画地は文化財包蔵地ではありませんので、意見はなしとのことです。

続きまして、大阪府警察本部及び富田林警察との協議内容についてですが、交通処理に関する協議を行いました。計画にあたり、信号等、現存の交通施設のまま対応するよう指導を受けており、今回の計画もその指導に沿ったものとなっております。

以上のように、大阪府関係各課や大阪府警察本部とは、技術面や手続きの詳細について調整を行っており、今後も原案作成に向けて、引き続き調整を行ってまいります。

次に、説明会の意見について説明させていただきます。なお、説明会時の配布資料及び意見を取りまとめたものを資料 24 ページから 27 ページに添付させていただいておりますので、併せてご覧ください。ではスクリーンにて内容の一部をご説明いたします。説明会では、建物配置計画・誘導経路についての意見が多くあがりました。

まず、建物配置計画に関する意見から説明させていただきます。赤色で囲っておりますのが、今回の

計画区域となります。計画区域の周囲は緑色で示しております、緑地や緑化ブロック等の植え込みであるため、不特定多数の方が自由に入出入りできる状況となると防犯上よくない、安全対策を考えてほしいとのことでした。提案者は地元の要望があればフェンスを設置するという事も検討しており、防犯対策にも努めていくとのことでした。

次に、誘導経路に関する意見といたしまして、計画区域の西側に接する、市道宮1号線の車両の進入についての意見がありました。計画では、車両の進入方法については、国道170号のみとなっておりますが、周辺自治会の方々が宮1号線に面する出入口からの進入による交通量増加を懸念しているとの意見が出ました。この出入口は、緊急車両及び避難用の出入口となりますので、通常時は閉鎖された状態となります。提案者は対策として、一番混雑すると思われるオープン時にオレンジ色で示しました部分に誘導員を集中的に配置し、周知をはかる計画を示しております。

そして、国道170号の信号及び右折レーンの設置についても意見が出ました。水色で示しておりますのは現在の信号が設置されている箇所となります。右折レーンを設置するには、中央分離帯の撤去が必要となる上、信号間距離が短いことから車の滞留ができない状態となります。したがって右折レーン設置は物理的に困難であり、先ほど説明させていただいた警察協議においても、交差点改良等のハード面の整備は行わず、現存の交通施設で対応するよう指導を受けているため、提案者は、チラシによる進入経路の啓発等のソフト面での対策を検討しております。

また、提案者は7月1日に再度説明会を開き、宮1号線を含む交通処理について調整を行いました。今後、提案者及び地元等での協議会を設立し、対応策を検討していくものと聞いております。

それでは、「今後の地区計画の流れ」について説明いたします。現在、提案者は今回の関係機関との協議内容やこれら説明会の意見を受け、計画内容の再検討を行っております。本市としましてはその再検討した計画案を受け、市の総合計画、都市計画マスタープラン等に適合しているかについて検証を行います。それから、計画案が市の諸計画と適合しているということであれば、原案の作成、その後、原案の公告・縦覧及び、意見書の提出を受けます。その上で案を作成し、それまで協議を重ねてきた内容で大阪府知事との協議、そして、案の公告・縦覧を行い再度意見書の提出を受けます。その後本審議会にて議決を頂けたら、都市計画決定となります。決定後は都市計画法による開発許可申請の手続きを行うこととなります。

今後は、次回の審議会にて議決をいただけますよう、都市計画決定に向けて調整を進めてまいりますので、その際にご審議をよろしくお願いいたします。

以上で、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案（宮町二丁目地区）」についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。ただいま報告をいただきました「宮町2丁目地区計画の報告案件について」、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

《奥田委員》

はい。

《議長：増田会長》

奥田委員、どうぞ。

《奥田委員》

あの、いくつか教えてほしいんやけれどね。この21ページ。前回の資料見てきたらそれで済むんかも分からんけれども、市が意見を出してるわな、意見回答書っていうことか。それで、基本的にあのここでさっき説明してくれたのは大阪府の各課との協議について説明してくれたんやけれども、市が出した意見に関してね、それもう全部クリアしたんかっていうのが1点、教えてほしいな。もう1つ、いろんな事業進めるにあたって、地元への説明とか地元の同意ということがいつも話題になるんやけれどね。今回の1件の場合は、地元との関係については市はどれくらいウエートを置いて判断するん。地元の説明会が開催される、今、これまあ2回開催されてこれで十分だということになるんかね、いやいや、もう徹底して同意を得るまではだめですよというふうになるんか、地元説明会に関して地元の同意ってというのはいったいどれくらいのウエートを置いて判断するんかな。それから、25ページから資料27ページ。それぞれ地元で出された不安な点について書かれてますけれどもね、検討させていただくとか了承したということで前向きな方向には取れるんだけれども、これ決定ではないわけね、その辺ではこの地元の不安を取り除くための努力がどこまでやられたらOKというふうに言うんかなっていうのをものすごく気になります。それから、もう一つはこれ今まで報告、報告って報告やねんなって気軽に聞いてたんですけれどもね、最後のところで次の時にはもう決定しますよということで、実際上は1回の審議会でもう決定ということになるわけね、これは今までの報告の段階でもっとしっかりと見とかなければあかんかってんなというふうには今日はちょっと反省もしています、というところですよ、以上です。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。大きくは2点ですね。1点は、あの前回の都市計画審議会の時にご報告していただいているかと思えますけれども、市の意見回答に対する回答状況をどう判断しているのかという話と、これから提案制度を判断していく中で地元合意というのをどの程度重点、要するにウエートを置いて判断していくのかというこの2点ですね、3点目は今日ここで報告をいただいておりますので、次回は付議、決議ということになるかと思えますので、今日はいろんな意見交換をさせていただいて、それを原案作成の方に反映いただくというふうになるかと思えますので、3点目はそういうことで、奥田委員よろしいでしょうか。

《奥田委員》

はい。

《議長：増田会長》

そしたら、よろしく願います。

《事務局：仲野》

すいません、市の意見ということなんですけども、事前相談時に大まかな意見を回答させていただ

てます。当然、今の土地利用というのはその点をクリアした状態で新しい絵を持って来ているというふうに認識しております。この後、市として、この地区計画が先ほども申しましたとおり、市の諸計画と適合しているのかというところを再度判断させていただくことになりますんで、その時に、まあ詳細についてですね、もう一度調整させていただく予定としております。基本的な部分はクリアしているというふうに認識しております。あの、これどうしても大阪府さんが農地転用とかそもそも話が出てくるところがあって、農地転用ができなかったら、そもそも地区計画そのものがだめじゃないかっていう話も当然ありますんで、ちょっとこの府さんの協議がちょっと先行しているところはあるんですけども。当然市としては最終的に公共施設を管理する部分は今回の計画ではないんですけども、市のいろいろ開発指導要綱に基づく技術基準とかありますんで、その中の大きな意味での部分でのことはクリアしている状態です。で、先程言うてはりました地元さんの同意という部分なんですけど、都計法の手続きの中で、この後の原案の公告・縦覧というのがあるんですけども、ここで利害関係者であるとか、周辺自治会さんであるとか、市民さんの意見を都市計画法の手続きの中で意見をいただく場っていうのが法的に定められている行為があります。それとは別に、市の方ではこの地区計画ガイドラインを定めさせていただいたときに周辺自治会さんへの周知をお願いしますということで、説明会をお願いしています。ただ、どこでOKを認めるんかという話になると思うんですけども、実際その土地利用によってケース・バイ・ケースでたぶんいろいろな形があるというふうに今考えております。1事業者で対応できる場合であるとかできない部分であるとかあると思いますので、そこはちょっと客観的に判断させていただくことにはなるのかなと思ってるんですけど、そこも含めて審議会の方に報告させていただいて皆様の方でご審議していただければと思っております。以上です。

《議長：増田委員》

奥田委員、いかがでしょうか。

《奥田委員》

今、表を出してくれている部分でね、23ページやな、23ページの今説明してくれたやん。利害関係者の意見の提出、これ2回あるわね。利害関係者・市民の意見の提出というのがあって、これちょっと期間的にはどういう期間あって、で、この意見を出すことによって、それはどこにどういうふうに反映されるんか、ちょっとこの上から下までの期間、あつこに2週間っていうのがあるんやけれども、そこを教えて。

《事務局：仲野》

すいません、この原案の公告というのも同じように2週間予定しております。その後に意見を述べてもらう期間として1週間、だから合計すると、縦覧期間が2週間と意見を述べていただく期間が1週間、3週間ですね、設けております。それを案と原案の両方設けておりますので、だから3週間ずつ、意見を述べてもらう期間を定めております。以上です。

《奥田委員》

で、その意見を出すことによって、どこにどういう影響を与えるのか、どういうふうに取り入れるん

か、その意見を。意見の取り扱いやね。

《事務局：仲野》

一応、原案の中で物理的な意見が出た場合、提案者と協議しまして、それをクリアするような形であればそれを整備するような形で事業が変わるかもしれないんですけど、当然、それはまた審議会の中でこういう意見が出ましたっていうことを報告させていただこうと思っております。そして、それに対して、提案者がこういう解消する計画をしましたっていうのを含めて説明させていただいて、議決していただくような形になると思っております。以上です。

《議長：増田委員》

意見が出ると意見書がこういう意見が出ましたと、で、それに対して、提案者がどう対応を考えたということと一対のものとして、ここにご報告をいただいて、ある一定の判断をすると。それからあの原案の公告のところですけれども、もう1つ前の段階で計画内容の再検討と言われているあたりで、提案制度の運用のあたりで、その地元協議みたいなやつを、先程の説明のありました7月1日の説明会の話の中で、地元協議会というような話もあったかと思うんですが、そのあたりをもう少しご説明いただくとありがたいと思うんですけど。

《事務局：仲野》

まあ、まだ事業者の方から正式な議事録もらってないので、詳しいことはまだご説明できないんですけども、やはり、皆さん、この西側の宮1号線への交通ですね、間違っに入って来られたりとかナビとかで抜け道ルートとかで正直ありますんで、そういうところで宮1号線がこう平均すると大体3mぐらい、一番狭いところやったら乗用車1台ぎりぎり通れるような幅員なんで、ここで、今、現状、北側、南側両方から車が来ると真ん中でお見合いしてどないも行けへんようになるというところがあって、そこにまあこの地区の現状を知らない方が入って来た時どうするんやと、やっぱりこういう問題が起きたときに対応できないんじゃないんかというところをすごく懸念されてます。で、意見の中では、交通規制ですね、時間帯規制をかけるであるとか一方通行にするとかそういうご意見も出ているようです。ただこれを実現するには当然周辺自治会さんの同意がなければ、警察の方も交通規制は当然かけられないので、こういうのも含めて、二トリもまあ1地権者として地元さんと一緒に協議会の中に入ってって、場合によっては、行政であるとか警察であるとか一緒に参加させていただいて、そういう協議会を立ち上げていったらどうやというご意見も挙がっているというふうに聞いております。以上です。

《議長：増田委員》

はい、奥田委員いかがでしょう。

《奥田委員》

ここに、25、26、27、まあ議事録うんぬんという話もあったけれども、さらにほんなら詳しい内容が市に伝えられているだろうなというふうに思いますけれども、これの計画内容の再検討、さらにはまちづくりの方針との適合についての判断をされる場合には、少なくとも地元からの不安は解消された状

況でそこにいくというふうに考えとってええかな。

《議長：増田委員》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

たぶん、今、聞いている話では皆さん個々いろいろなご意見を言われてますので、それを全て網羅するっていうのは正直大変かな難しいかなっていうふうには思ってます。反対に、今、閉鎖している入り口を開けて通したほうがええやないかというような意見もあるぐらいなんで、やっぱりそこは地元さんとしてある程度方向性をまとめていただいた中で、どういう形がベターなんかっていうところでたぶん判断させていただくという形になると思っております。以上です。

《議長：増田委員》

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

《奥田委員》

この中でも、説明会をしたからといってこのまま突っ走ってもらっては困るというような意見も出されてますわね。市の方もそういうことがないようにね、やっぱり地元の皆さん方に安心してもらわないと、こういう俎上には乗せないというような立場でね、きっちり対応してほしいな。だから、計画内容の再検討をされたり、総合計画・都市計画マスタープラン等に適合しているのか、最終的な判断をされる場合には少なくとも地元の皆さん方の不安が解消されている、そういう状況をつくってほしいというふうに思います。以上です。

《議長：増田委員》

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

《山内委員》

はい。

《議長：増田委員》

山内委員、どうぞ。

《山内委員》

私も、ここ一般的な話で2点教えていただきたいです。1つは原発の話じゃないですけど、地元の話を聞く上で地元っていうのはどういった選定をされているのか、そして、それを周知しておられるのかというのが1点と、もう1つは、今の奥田委員の質問とも関連しますが、その意見がどう反映されるのか、これはこれに限らず、自分の地域で施設がつけられるとか葬儀場がつけられるとかいろんなことがある時に常に問題になることですよ。要はそれを煮詰めていったら、法律に違反していることを

やったらあかんのは決まっていますけれども。次はこれに書いている総合計画、都市計画マスタープラン、こういう場合であったらガイドラインっていうふうに理解してますが、それに書いてなかったら、あれは違反したらあかんと、そして住民の意見と、逆に言うたら住民の意見がもともとあって、その普遍的なものがガイドラインに啓上されておると、だから住民の意見が妥当なものでありながら、業者に徹底できないというのは、法律もしくはガイドラインの不備であるという側面があると思いますんでね。2点目の質問っていうのは、こういうことをやりながらいろんな意見がありまんねんと、別の意見で出直ししなきゃいけない意見というのはあると思うんですけども、そういったものは審議会なんかにかける時には、それぞれの法律のレベルか、ガイドラインレベルか、意見レベルで、それぞれどういうふうにそれが拘束力を発揮するのか、やっぱりその体系なりをきっちりして、地元の意見だけではそんなもん日本の法律社会縛るわけにはいきませんもんね、それ、ガイドラインに格上げするなり、ガイドラインが足らんかったら法律に反映させるなり、つまり、こういうことの1つ1つの事例を通じて、フィードバックが必要やと僕は思うんですけども、そういう点はどういうふうにしておられるんでしょうか。それが2点目です。

《議長：増田委員》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

はい、最初のご質問の周知の自治会の範囲なんですけれども、今回の計画地に隣接している直近の自治会さんと、この先程言いました宮1号線ですね、ここをメインで入り口とされている自治会さん、全部で4自治会になると思うんですけども、そちらの方に説明会をお願いしています。後、2点目のご質問なんですけれども、正直この後のその他案件でもさせていただくんですけども、今うちの方で都市計画マスタープランの時点修正を考えております。当然、今、平成20年に地区計画のガイドラインであるとか審議会で議決いただいて、策定したんですけども、実際こういうふうな形で地区計画を運用してきて、矛盾といったらあれなんですけど、いろいろ整合性が取れないところがあったり、部分的におかしいなっていうところも正直若干出てきているのもあります。それに合わせて、府の区域マスタープランであるとかそういうところも改訂されまして、やっぱりそこちょっと整合の取れないところも若干出てきてます。それで、都市計画マスタープランの時点修正に合わせて地区計画のガイドライン、これのマイナーチェンジといったらあれなんですけれども、その修正の検討を今進めているところです。また、その辺はね審議会の方にご報告させていただいて、どういう形で運用していくのがいいのかまた報告させていただきたいと思います。以上です。

《議長：増田委員》

よろしいでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

《山内委員》

ありがとうございました。それで大体結構です。お願いですけど、こういう時に意見がいろいろ住民から出てきたと、開けへんのもあれば閉じへんのもある、どないも調整できへん事もある、住民自体側

の問題もあるってこともいろいろあると思うんですが、常にこういう時に今おっしゃったように積み重ねが大事だと思います。事例研究じゃないですけども、法律に反映させていくっていうのを今後ともぜひお願いしたいと思います。

《議長：増田委員》

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

《山本委員》

はい。

《議長：増田委員》

すいません。山本委員、お願いします。

《山本委員》

ちょっと1点確認なんですけども、先ほど奥田委員からもお話ありましたけれども、僕、地元議員なんですけども、その中で地元協議会というのがこしらえられるというのを聞き及んでおります。その中でですね、やはり、今後その行政の対応なんですけども、その協議会を開催した時に、行政、先ほど来られるということもおっしゃっておられましたし、事業者に対してもそれは積極的に、参加というか、説明会を開けという、その姿勢はどういう形になるのか再度教えていただけないでしょうか。

《事務局：仲野》

提案者に対しては、今日の審議会の内容をお伝えさせていただきまして、もちろん今後どういう対応を取っていくのかというのを調整させていただこうと思っております。まあそれが説明会という形になるのかも先に協議会の話になるのかというのは今後たぶん調整していくことになると思います。以上です。

《議長：増田委員》

よろしいでしょうか。

《山本委員》

はい。

《議長：増田委員》

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、吉村委員どうぞ。

《吉村委員》

あの議事録、地元説明会終わった後の議事録の取り扱いについて聞きたいんですけど、先ほどおっしゃったようにまだ議事録が提出されていないといったふうになってますが、一応地元説明会は5月6日、

5月20日というふうにおいてはもう1か月以上経ってるということで、後まあこの件ではないと思うんですけどもよくあるのはね、その地元説明会をしました理解を得ました、議事録が一定そのいいところだけ載せて全て載ってないと、この議事録でいいですかという最終的に性格上担保するというので、業者と地元の方と読み合わせをして間違いないというような担保の取り方が大事じゃないかなということもあるんですが、まあその辺も含めて議事録の取り扱いについて、市として今どのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

《議長：増田委員》

いかがでしょうか、はい。

《事務局：仲野》

本日添付させていただいてますのは、5月6日と20日の説明会の議事録を要約したものを付けさせていただいてます。この前開いた7月1日の分はさすがにちょっとまだ10日ほどしか経ってないので、この分がまだ全然詳細が分からない状態です。

やはりこれはもう提案者のほうに対しては、嘘ついてもたぶんこんな言うたら悪いですけど、やっぱりばれると思いますんで、提案者もそういうことはたぶんやってこないかなというふうには思ってるんですけども、市の方からは一応そういうことも含めて本当に地元さんからの意見からすれば、僕らの言った意見を市にちゃんと伝えてくれるのという話もたぶんあると思いますので、そこは再度確認させていただこうと、提案者になるんですけども、確認させていただこうと思ってます。場合によっては、録音等をしていると思いますので、そういう資料の提出っていうのも、場合によっては、考えていってもいいのかなと思っております。以上です。

《議長：増田委員》

よろしいでしょうか。

《吉村委員》

すみません、7月1日の分というのは聞きそびれていました。

《議長：増田委員》

いえいえ。よろしいでしょうか。はい、尾崎委員どうぞ。

《尾崎委員》

ちょっと違う観点になるかも分かりませんがねんけれども、ここに二トリができることによって、富田林に対して何かどんな、こう税収が増えるとか、雇用がこれだけ増えるとか、例えば交通弱者に対してこういうような対策を考えているとか、何かその辺のことは聞いておられたら、はい、考えておられたら教えてください。

《議長：増田委員》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

前からずっとお話しさせていただいているんですけど、富田林は市街化調整区域が60%、市域の半分以上が調整区域という状態です。ましてや今回の提案地である外環状線であるとか、俗にいう広域幹線ですね、こういう道路沿道が市街化調整区域のまま、未利用のままおいているというところは市としても何か考えたらいいんじゃないかなと都市計画としては思っております。

以前の審議会でもご報告させていただいたと思うんですけども、こういう外環沿道、保留区域に指定して随時、面整備ができれば市街化区域にも編入していけるというふうな形での条件設定はさせていただいてます。

こういう施設が来ることによって地域が活性して委員がおっしゃるような雇用の増加も生まれればいいのかというふうに思っております。以上です。

《議長：増田委員》

いかがでしょうか。

《尾崎委員》

具体的には全然予測はできていない。

《事務局：仲野》

実際、何人雇用するというところまでは。

《尾崎委員》

税収とかも。

《事務局：仲野》

そこまではまだチェックしておりません。

当然、今は農地なのでほぼ固定資産というのはたぶん入っていないのかなと思います。当然、こういう土地利用が起こるということは、一般的には300倍から400倍固定資産が増えるんじゃないかというふうに一般的にはよく話が出るんですけども、まだ具体的にいくらというところまでは試算しておりません。

《議長：増田委員》

はい、中上委員どうぞ。

《中上委員》

今のお話聞いてますと、そういった調整区域の中へ大きな店舗が来る方を推奨しているような印象に聞こえますんやけども、結局大きな店舗が来ることによって、同じようなそういう一般の企業さん、中

小企業さんがまた衰退していくといった面もあると思うんですね。周りにそういった相乗効果でお客さんがようけ来るといったようなことがあるかもしれませんが、この地区においては、周りはまだ田んぼとかそういったものがまだ残ってますので、そういった、市として推奨されているか、そのところをちょっと伺いたいです。

《議長：増田委員》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

推奨という訳ではないですけども、マスタープランの中で土地利用調整エリアというふうに定めさせていただいてまして、都市的な土地利用もできるし、反対に言われるみたいに保全するような形の提案も受けれるよと、市としては一応間口を広げて、当然こういう大きな土地利用をすとなれば、地権者さんの意向とか先ほどおっしゃられているみたいに物理的な問題ですよ、そういうところを当然クリアしていかなあかん部分というのが出てくると思いますので、市としては、こういうこともできるよというのをマスタープランの中で土地利用調整エリアということで定めさせていただいて、その中でこういういろんなお話をさせていただいて最終的にはこういうのもできるし、こういうのもできるよというのを検討させていただきたいなと思っております。以上です。

《議長：増田委員》

よろしいでしょうか。大体意見も出尽くしたかと思えますけれども、ちょっと私のほうで2点ほど確認したいんですけど、1点は、これ左折イン左折アウトで、ロボットゲートみたいなやつはできないんですね。

《事務局：仲野》

すみません、まだそこまで具体的な話はできてません。たぶんそこまではしないと思うんですけども。

《議長：増田委員》

有料でロボットゲートをすると滞留ほとんどないもんですから、ゲートの位置によって道路上へ滞留が発生してしまう可能性があるんで、有料駐車場なのか無料駐車場なのかというのは非常に大きいので、これは1つ確認いただきたいという話と、もう1つは尾崎委員からも出ましたように、雇用というんですかね、従業者数どれくらい発生するのかという話ですね、それともう1つは年間ここで大体どれくらいの売り上げを想定されているのか、来客者数とどれくらいの売り上げを想定されているのかと、そのあたりの少しデータも必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

《事務局：仲野》

分かりました、次回にはご用意させていただきます。

《議長：増田会長》

ありがとうございました。そしたら大体大きく何点かあろうかと思えますけど、1つは地元との調整ですね。これは、あの交通処理についてですけれども、十分に調整をして、開店後の、要するに事前調整だけではなくて開店後の状況対策についても十分に検討されたものの案を出していただきたいというのが1つですね。もう1つは、これから市が妥当性を判断されるときに、具体的にどういう評価基準をもってどう判断したかというのを非常に分かりやすく整理をしてここに提示をいただきたい。そうしないとただ単に妥当ですだけではなかなかここも判断できませんので、こうこうこういう状況、あるいはこうこうこういう条件の中で適合性を判断して適合しているというふうな判断をしたという、判断理由ですね、その辺りをきっちりと整理をいただきたい。

もう1点はPDCAの考え方ですけど、今回初めて提案型の地区計画が出てきましたので、これを教訓としてこれからのガイドラインなり都市マスなりにその教訓をどう生かすかということをもう一点考えておいてほしいというような、大きくそのような意見かと思えますので、その辺り十分に斟酌いただいたり、ご配慮いただいて、再度ここに原案提案が必要ということになれば、原案提案をいただくということでもよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは引き続きまして、報告案件2、これも提案型の地区計画でございますけれども、少し熟度がまだ低い状況かと思えますが、報告の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

《事務局：辻野》

まちづくり推進課の辻野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告2「市街化調整区域における地区計画の提案について(伏山地区・大阪狭山市東茱萸木地区)」について報告させていただきます。

なお、この案件につきましては、先ほど説明させていただきました「報告1」と同じく、都市計画提案制度に基づく地区計画の提案となります。

では、先ほどの「報告1」と同様に、提案内容について、協議経過、今後の地区計画の流れ、行政区境界の変更と順に説明させていただきます。

それでは、提案内容から説明させていただきます。

まず、位置としましては、画面上の赤で囲まれた区域で、南海高野線の西側、金剛駅と滝谷駅のほぼ中間に位置しており、本市及び大阪狭山市の2市にまたがっています。

提案日が平成24年5月31日、提案者は株式会社サンユー都市開発及び関西建物工業株式会社です。

場所としましては、本市伏山一丁目及び大阪狭山市東茱萸木三丁目地内に位置し、先ほども申しましたとおり、本市及び大阪狭山市の2市にまたがる計画となっています。

開発区域面積は約6.0haで、内訳としましては本市域が約3.5ha、大阪狭山市域が約2.5haとなっております。

土地利用としましては、住宅地開発となり、用途としましては戸建て住宅で、開発戸数につきましては209戸で、本市域が112戸、大阪狭山市域が97戸の計画となっております。

区域内の建築物に係る制限に関しましては、敷地面積を約120㎡とし、容積率を100%、建ぺい率を50%、外壁後退を1m、高さ制限を10m以下と設定し、第1種低層住居専用地域をイメージしております。

続きまして、今回整備される、主な公共施設について説明させていただきます。まず、道路につきましては、区域を南北に走る幹線道路を軸として配置し、街区ごとに道路が整備されることとなります。公園としましては、本市及び大阪狭山市に各々1か所設置し、雨水については、調整池を区域南側に築造し、雨水抑制を行ったうえで西除川に放流します。また、汚水については公共下水道にて処理を行う予定であります。

では、今回提案された区域の現状につきまして説明させていただきます。画面上の肌色に着色されている区域が農地、薄い緑色に着色されている区域が山林、黄緑色に着色されている区域が竹林、黄色に着色されている区域が雑種地となっております。なお、本区域の農地については、一団の農地としての連担性は低いものと思われま。

次に、区域の周辺の現状につきまして、説明させていただきます。本区域南側には、大規模開発により形成された、通称ハロータウン金剛と呼ばれる住宅団地が存在し、居住環境の良好な戸建住宅が広がっております。また、東側には、伏山一丁目の既存集落が隣接しております。

この伏山一丁目の既存集落内の道路状況については、自動車1台のみ通行出来る程度の狭い道路が多く、主要な道路となっている、府道河内長野美原線でさえも幅員が約3mという現状であります。

今回の地区計画は、区域内に幹線道路を整備し、また街区道路を周辺の既存道路と接続させることにより、周辺地区も含めた交通環境の改善の1つになるものと考えております。

続きまして、協議経過について説明いたします。まず初めに、平成21年10月9日に地区計画の事前相談書が提出されました。この件に関しましては、平成21年11月24日に本審議会でご報告させていただいております。また、この事前相談に対する市の意見回答を、平成21年11月25日に行っており、その後、平成23年10月20日に事前相談の変更申請があり、その変更申請に対する市の意見回答を、平成23年11月21日に行っております。この変更は、開発区域面積が、約5.8haから約6.0haに増加したためです。ここまでの経過につきましては、平成24年2月2日の前回の審議会でご報告させていただいたとおりです。

前回の審議会からの動きといたしましては、提案者は、市の回答や大阪府及び警察などの関係機関、また、地元との調整や説明会を行う中で、計画の再検討を行いながら、区域の確定や土地利用に伴う事前調整を行い、地区計画の提案が平成24年5月31日に提出されました。そのご報告が本日の審議会となります。

続きまして、今後の地区計画の流れとしましては、提案者は、引き続き、地元や関係機関との調整及び協議等を経て、計画内容の再検討を行い、その上で計画案を作成することとなります。本市としましては、その計画案に対し総合計画及び都市計画マスタープラン等との適合について検証を行うこととなります。その計画案が、市の計画方針と適合しているということであれば、その後、原案を作成し、原案の公告・縦覧及び、意見書の提出を受けます。

その上で案を作成し、それまで協議を重ねてきた内容で、大阪府知事との協議や案の公告・縦覧を行い、再度意見書の提出を受けます。その結果を本審議会にご報告し、その経過を踏まえてご審議いただき、議決をいただければ、その後都市計画決定となります。決定後は、都市計画法による開発許可の申請手続きを行うこととなります。

なお、本提案につきましては、大阪府市街化調整区域における地区計画のガイドラインの附則による経過措置に基づくものであり、その経過措置の期限としては平成24年11月30日までに都市計画法

17条の規定に基づく縦覧の告示が行われていなければならないため、速やかに手続きを行うように指導しております。

また、今回の開発計画では、最終的に本市と大阪狭山市との行政区域界の変更も予定しております。これは、道路等の公共施設で行政区域界を区分し、住民に対し混乱を招かないようにするためです。例えば、1つの敷地において、本市及び大阪狭山市の市域が存在してしまうと、税や学区等、さまざまな問題が起こる可能性があります。このような問題を解消するために、行政区域界の変更を予定しております。

なお、この変更の手続きにつきましては、地区計画の都市計画決定後の作業となる予定であります。

先ほども申し上げたとおり、今後、地元説明会や関係機関との協議経過につきましては、進捗に合わせて本審議会にご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、報告2「市街化調整区域における地区計画の提案」についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

ただいまご説明いただきました、報告案件2に関しまして、ご意見・ご質問等ございましたら。林委員どうぞ。

《林委員》

ただいま説明いただいた中でですね、私が審議会で、今年2月2日に交通安全対策ということで、この地域のことを地元議員としていろいろ発言させていただいたんですね。それから24年5月31日までを経過し、今日に至って、これからいよいよ地元協議に入って行かれると思うんですけど、その辺で、私は地元議員であるということですが、地元町会としては伏山町会にいてあんまり審議に加わることができるかできないか分からないですけれども、とにかく金剛伏山台から310号線に向けまして抜ける車がすごく多い訳でしてね。本当に伏山町の方からも踏切の対策、交通安全対策、本当にいろいろおっしゃっておられまして、要望ということでまだ拳がっているところまでは行かないんですけど、どの道、地元町会の説明会でそんな話がいっぱい出てくると思うんですけど、どんな協議にしましても、これは警察も関係してくると思うんですけど、市の現在の感覚としまして、どんなふうに捉えていただいて、これからどんなふうに対処していただけるのか、ちょっと検討課題としてお願い、お聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

ご質問の通り、310号線のところの交差点もちょっと歪な形というのも市としては把握しているんですけども、今現在この計画につきましてはね、当然これ、先ほど言った府道河内長野美原線ですね、これ大阪府の管理する道路になりますので、大阪府、富田林の道路管理者、大阪狭山市の道路管理者、あと警察も富田林警察と黒山警察にまたがるので、その辺の所轄警察も含めて、道路の形を今検討して

いるところですが。提案者の方からは、いろんなパターンの道路の形が来てるんですけども、ちょっと今その調整をしているので、最終的にどういう形になるのかというところを調整させていただいています。

全体的な交通のネットワークとしては、当然交通量調査を行って、その中で、既存の道路にどういう負荷が掛かるのかということも併せて検討しているところですので、この辺は警察との協議がある程度詰まった時点でまたご報告させていただけるとは思っているんですけども、今はちょっと申し訳ないですけどもそういう状況です。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《林委員》

今ご回答いただいたところが妥当なところかも分からないんですが、前回にも申し上げましたように私自身は開発に対しては反対している訳ではないんですけど、いつもあと後手になるというか、後から審議会の方にですね、こういろいろな陳情が住民から上がってきて、大阪府の権限でこういうふうな経過になりましたという結果が多いんですよ。ですから、特にそういうのは重点を置きながら先を見越したような対策を市としてしっかり調整をしていただきたいということを要望しておきます。はい、よろしくをお願いします。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、司委員どうぞ。

《司委員》

すみません、今説明をいただきまして34ページのところで、提案内容のところの先ほど説明がありましたけれども、新しく幹線道路を計画をされているということなんですが、旧の府道の河内長野美原線ですね、ここのところは先ほどお話の中では、やはり広いところで3mとか今お話がありましたけど、ここは旧の府道ということで地域の方はすごくいろいろ利用してされてましてですね、大きく幹線道路ができることによって渋滞の緩和はあるかも分からないんですが、やはりこれだけの周辺が大きく住宅が開発されることによって、必ずしもその310号線とかに流れる車ばかりではありません。そういった中でね、この旧のところっていうのは地域の方の協力を得ながら、土地を提供していただいて待機場所というのが何か所か今現在もあります。ある箇所のところでは、本当に曲がり角になっていた、ゆるいカーブになって、すごく大変困っていらっしゃる地域もあるのも地元でも拳がってると思うんですね。そういったところで地域の方が土地を待機場所に譲ってくれるとは言っているんですけども、その工事をどこでするのか、ということで大変、府の方もなかなかちょっと財源がないとかでよく言われてるんですけども、そういったところ、本当にもう財源が厳しいから買取りもなかなか難しいという話もね、聞いたりはするんですが、こういった中で、やはり旧のこの長野美原線ですか、府道、ここの待機場所のそういったこともこの開発の中で、小さなことかもしれませんが、地元とすれば大変困ってらっしゃるところも多いので、そういったこともこういった開発の計画の中でちょっと考えていただきたいということをここで要望しておきます。

《議長：増田会長》

要望ということでよろしいでしょうかね。

《司委員》

その辺、何か市の方で。

《議長：増田会長》

市の方で、今の段階で何かお答えできることはございますか。

《事務局：仲野》

今の件に関しましては、まだちょっとそこまで具体的な、というところは何もない。反対に、区域の中で幹線道路が整備されて、街区道路で既存の道路に、今のところ1か所か2か所、接続させる予定にしていますので、そこは提案者が地元さんといろいろ協議している中でやっぱりこの道路は府道の河内長野美原線が狭いということで、今回こういう計画であるのであれば、その広い方の道路に抜けれる枝を何個か抜いてほしいという要望があったというふうには聞いております。それに対応するために、街区道路を何か所か接続する予定で、今いろいろ検討調整させてもらっているところです。以上です。

《会長：増田委員》

よろしいでしょうか、はい。

《司委員》

たぶんその枝になるところのちょっと区域から外れてる場所じゃないかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

《会長：増田委員》

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。まだ熟度が、前の報告案件1よりはまだまだもう少し詰めが掛かるということですけども、これに関しましてもやはり一番大きな問題は交通負荷が掛かるということに対して交通処理をどうしていくのかという辺りが地元の要望も踏まえながら適切な対応をしていただきたいというのがこの審議会の要望と思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。それでは一応今日予定しておりました報告案件1、2は終わりにして、その他案件に入らせていただきたいと思います。その他案件の1ですけども、都市計画マスタープランの時点修正について、先ほども話題になりましたけれどもご説明のほどよろしくお願いしたいと思います。

《事務局：福田》

福田と申します。よろしくお願い致します。

それでは、その他の案件1つ目としまして「富田林市都市計画マスタープランの時点修正について」説明させていただきます。

お手元の資料では、39ページになります。前面のスクリーンにも同じものを表示しておりますので、そちらもご覧ください。

なお、昨年度の都市計画審議会で、この内容についてすでに一度説明をさせていただいておりましたが、今回はその進捗状況をお伝えします。

まず、都市計画マスタープランについて簡単に説明させていただきます。都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づき、まちづくりの基本理念、都市整備の方針や地域別まちづくりの方針などについて示すものです。計画対象地域は、富田林市域となります。策定は、平成19年3月で、目標期間は、10年間となっております。

構成としましては、4つの章から成り立っており、第1章が総論、第2章が富田林市の現況と課題、第3章が全体構想、第4章が市域を8地域に分けた地域別構想となっております。現在、このマスタープランの時点修正作業を進めております。

では、その主な理由を3点あげて説明いたします。

まず1点目は、今年が、平成19年に策定されました、都市計画マスタープランの目標年次である、平成29年の中間地点になるということです。マスタープランの中に「必要に応じて適宜見直しを行うものとする」との記載もあり、計画期間終了の全面改訂ではありませんが、現在のマスタープランに記載されている事業について、関係各課に進捗状況調査、ヒアリングを実施し、実施済みのものなどを反映いたします。

進捗状況調査、ヒアリングを経て、関係各課から挙げられた「実施済み事業」を、一例ではありますが紹介いたします。

まずは、下水道事業です。市街化調整区域での整備に着手したことなどに伴い、平成17年度末には75.5%だった人口普及率が、平成23年度末には83.6%まで上がりました。

また、公園、緑地などについての基本的な方針を示す「緑の基本計画」は、マスタープラン策定時は未策定でしたが、現在は策定済みのため、表現を変更する必要があります。

さらに、環境にやさしいまちづくりを進めるため、平成22年に全小中学校で太陽光発電を導入したことに伴い、該当箇所を「検討を進める」から「導入した」という風に表現を変更する必要があります。

これらはいくまで一例ですが、こういった事業について、マスタープランに反映させてまいります。

マスタープランを修正する2点目の理由は、上位計画が改訂されたためです。

マスタープランには、まず、富田林市の第4次総合計画、そして、大阪府が土地利用の観点から、大阪の将来像を描いたうえで、各施策の方針を示している「大阪府国土利用計画」、さらに、この計画を受けて策定された「南部大阪都市計画区域マスタープラン」、こちらは本市を含む南河内地域、泉北地域、泉南地域について、より具体的な方針が示されており、大阪府のマスタープランに当たります。市のマスタープランは、これら3つの上位計画に合う内容で策定されています。

なお、都市計画法第15条3項に、「市の都市計画は、市のマスタープランに即し、かつ、都道府県が定めたマスタープランに適合したものでなければならない」ことが定められています。

これら3つの上位計画のうち、市のマスタープラン策定後に改訂されたものが、赤字で示しております2つの計画となりますので、今回はこれらの内容に合わせるように時点修正をいたします。

なかでも、市のマスタープランに直接関わってまいりますのが、区域マスと呼ばれる「南部大阪都市計画区域マスタープラン」です。区域マスの主な変更点については、以前にもご報告させていただいておりましたが、改めてポイントを紹介します。

まずは、市街化調整区域の土地利用の方針。こちらについては、市が地域に応じたガイドラインを策定し、それに基づいた地区計画の運用をするというものです。ちなみに、先ほど報告案件としてご説明させていただいた2つの地区計画の提案はこれに沿ったものです。

都市防災に関する方針といたしましては、例えば準防火地域の指定の推進などの不燃化対策を行うといったものです。

都市景観に関する方針については、都市魅力の向上を図るため、景観行政を進めることが重要ということで、本市でも取り組みを進めていきたいと思っております。

都市計画施設等の見直しに関しましては、後ほど、その他案件の2「都市計画道路の見直しについて」で、具体的な内容をご説明しますが、長期未着手の都市計画道路を見直すといったものです。

そして、線引き、つまり市街化区域と市街化調整区域の区分の決定に関する方針としましては、基本的には、市街化区域の拡大は認めない方針で、市街化区域への編入は、幹線道路沿道での産業誘致や、駅周辺での住宅地整備などに限定するというものです。

なお、この条件に適合した上で、市街化区域へ随時編入するためには「保留区域」として設定されている必要がある、ということも示されています。

この「保留区域」とは、主要な幹線道路沿道で、計画的にまちづくりを進める必要がある区域などに設定されています。「保留区域」に設定されると、当該地での事業実施が確実にになった時点で、大阪府が定める条件に合致すれば、随時、市街化区域へ編入することができます。本市では、大阪外環状線沿道に設定されており、この内容については、平成22年度の本審議会でもご報告させていただいております。こういった変更点について、市のマスタープランに反映させてまいります。

最後に3点目としまして、概ね5年ごとに行う線引きや用途地域の変更を反映するという事です。本市では、平成22年度にこれらの線引きや用途地域の変更を行いました。

見直しの内容について、主なものを紹介いたしますと、まず、金剛錦織台地区、こちらは住宅開発があり、市街化調整区域から市街化区域に編入されました。これに伴い、マスタープランの土地利用方針図においても、土地利用調整エリアから住居エリアの低層専用住宅地に変更することになります。また、喜志地区、こちらは、市街化区域と市街化調整区域の境界は地形地物で区切るという原則に合わなくなってしまったため、大阪府が定めた線引き見直し方針に基づき、境界線の変更を行ったものです。これに伴い、マスタープランの土地利用方針図で、先ほどとは反対に、住居エリアから土地利用調整エリアに変更することになります。こういった変更について、マスタープランに反映させてまいります。

以上、主な修正理由を3点ご説明させていただきました。現在、具体的にどのようなかたちで反映するか検討し、作業を進めております。

なお、マスタープランの時点修正に伴って影響が出るもの、例えば、地区計画ガイドラインなども、必要に応じて修正を加える予定です。今後も、本審議会でご審議いただきながら、時点修正を行っていきたくてお思いますので、その他案件としてご報告させていただきました。修正にあたっては、大阪府との協議も必要となっておりますが、次回の本審議会ではその修正内容についてご説明させていただきたいと考えております。

以上で、その他1「富田林市都市計画マスタープランの時点修正について」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。ただいまのその他案件の報告ですけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。林委員、どうぞ。

《林委員》

今いろいろ教えていただいていますね、マスタープランの修正理由についての質問ではないんですけれども、ちょっと教えてほしいことがあります。というのは、今の富田林の警察から向こうですね、国道170号線沿いにですね、ツタヤが来ておりますね。そういうふうな計画っていうのは、マスタープランっていう計画外にいろいろな協議がなされていって完成していくものなのか、ちょっと私自身そういうこと全然分からないので、ああいうふうな動きがあってですね、いろいろ地元の要望もありながら、要望も上手くまとまらずして計画決定が成功されていっているんですけど、ああいうのがちょっとどんなふう形で、降って湧いたような案件なのかちょっと教えてほしいんです。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。はい。

《事務局：仲野》

今、甲田のところで作ってるやつですよ。あそこは市街化区域になりますので、今回お話しさせていただいたのは、市街化調整区域の土地利用というのがどうしてもそのマスタープランであるとかそういうものが反映されていく部分ですね。市街化区域につきましては、用途地域っていうのが定められてまして、その中で建築物の制限というのも定められてますので、当然今建築しているのは合法だという話になってきますので、計画そのものをどうやっていうのは正直難しいのかなと。ただ、その整備される基準ですよ、というのが開発許可であったり、本市で言えば開発指導要綱っていうのがありますので、その要綱の中で市の基準を守ってくださいと、そこで協力していただいて、良好な街並みの形成に協力してくださいっていうのを事業者さんをお願いして指導させていただいてるっていうのが状況です。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

《林委員》

どうもありがとうございました。ちょっと私も勉強不足なので、いろいろと、ありがとうございます。

《議長：増田会長》

はい、山内委員どうぞ。

《山内委員》

2点ちょっと教えてほしいと思います。

先ほど報告1の中で、かなり厳密には忘れましたが、要はガイドライン的な地元住民の意向を反映させるかということと、全体の中でガイドラインの見直しをするというような話があったと思いますが、今回のこの時点修正との関係がちょっと、はっきり私には理解しにくかったので教えていただきたいのと、もう1点は、会長が冒頭におっしゃった「スマートシュリンク」という、要は今まで通りやったらあかんのちゃうかという話をおっしゃったと思うんですね。その時のキーワードが僕は非常に新しい言葉として「えっ」と思ったのは「回復力」。結局はお金が無くなってきたら、災難のときは回復しますわ、市民も勝手に自分のこっちゃから。でも大切なのは見えない災難ですよ、お金が無くなって道路も整備できない、橋も整備できない、学校も整備できない、今何とかしてはるんだと思うんですけど、他の自治体では困ってるから工夫してはりますよね。その時に求められるのは、結局それぞれの市民のたくましさなり、つまり回復力だと思うんですね。ところが、この、これはまだ時点修正やからでしょうけど見直しの理由というのが、みんな非常にこう、そういう意味ではそういうことは外されている。もちろんこれは10年のうちの5年の見直しやからということもあるんでしょうけど、この見直しは同時に次のマスタープランの作成のプレリユードというか出発点でないと僕はいかんと思うんですね。

そうすると今先生が冒頭でおっしゃったような回復力というのがあるようなまちづくりというのはどういうふうなマスタープランがいるのか、それをまた地元がどう参画するかということが、ここで審議会があって粛々とやっていくと、それが前提として行政にきちっとお金があって統制能力があって、このくらいのメンバーでいろんなことが解決できるという前提の、僕は社会だったと思うんですね。今後それは前提になるんですよ。でもやっぱり、行政もお金が無くなっていく中で、自己回復力ということは、結局は市民にたくましさを持たせるには、市民に共通した現在に対する問題の認識がいますよね、情報共有が。それからもう1つは安心安全とかいろいろ言いますが、具体的に何を持って安全安心なまちを具体化していくのか。例えばこの春でも400人ほど人事異動があったと、そしたら「えー」と言うてそれだけで終わってるんですよ。でも、その中には例えば防犯が総務課行ったとか、危機管理が市長公室にいったとかいろいろと考えて考えた末がそうなったと思うんですけど、それは何にも市民に共有されてないんですね。あるいは私だけかも知りませんが。だから、そういうその、一言で言うと「回復力」、先生の言葉を借りると「回復力」のあるマスタープラン、それを要請していくマスタープランに、せめて次のマスタープランをやるにはどうしたらいいかということ、この見直しの時にぜひ一緒に協議、考えていただきたい。このままずっと同じようなマスタープランをなんぼ作っても、大きな波の変化には、僕がついていけない、後手後手に終わっていくと思います。これが2点目の要望です。

《議長：増田会長》

2点目は要望ということで。たぶん次期29年度に向けて、ある意味、都市のあり方やとかいうのをきっちり特に参加論というのも含めて、きっちりと議論をして、一定の準備期間を持って次の29年を迎えないと、準備期間なしにまた29年来たら、またそろ同じような計画になるということで、これは少し要望で考えておいていただければというふうなことだと思います。1点目はいかがでしょうか、ご

質問ですけれども。

《事務局：仲野》

先ほどの報告1でもしゃべらせていただいたんですけれども、いろいろ社会情勢っていうんですかね、やっぱりうちのマスタープラン作ってからだいぶ変わってきました。正直、富田林っていうのはどちらかというとかんがえ系でいくと住宅系がかなり多いと。正直言うとガイドラインはどちらかと言うと住宅系に重きを置いたような形で策定してしまったということが正直あります。本来、いざ蓋を開けてみると結構商業系のお話が多いと。こうなってくると、今のうちのガイドラインではなかなかこう、上手いこと網羅出来てないところが今、実際運用してきていろいろ出てきたと。やはり活性という面であれば、産業ですね、というところも含めていろいろやっぱり考えていかなあかんのではないかという話もありまして、このマスタープランの時点修正に引っ掛けて、という言葉は悪いかもしれないですけども、いいタイミングではないかなというふうに考えております。そこで上手いこと何かきっかけが出来れば、市としてもまたいろいろ考えていけるのではないかな、っていうふうに考えています。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか、はい。ありがとうございます。そしたら次回には少し改訂の内容みたいなやつが具体的にここでお諮りするということになろうかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それではだいぶ時間も経過しておりますけれども、最後の案件になろうかと思っております。その他案件の「都市計画道路の見直しについて」、大阪府決定路線についてということでございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：望月》

まちづくり推進課の望月と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、その他2としまして、「都市計画道路の見直しについて（大阪府決定路線）」の説明をさせていただきます。

前面のスクリーンを用いて説明いたしますが、万が一スクリーンに見にくい箇所などがございましたら、画面右上にお手元の資料のページ数を表示しておりますのでご参照ください。また、資料の47ページから53ページにこちらの画面と同じものを、資料の54ページから59ページに都市計画道路見直しカルテ、大阪府案を、資料の60ページと61ページに都市計画道路見直しの基本方針概要を表示しておりますのでそちらも併せてご覧ください。

こちらは、前回の本審議会でご意見のありました内容について大阪府に意見の照会をしましたところ、大阪府が示してきました見直し案の説明となります。

では、具体的な路線の説明に入る前に、現況も含めて、都市計画道路の現状と見直しに至った経緯について説明させていただきます。

都市計画道路とは、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として都市計画法で定められた都市計画施設の一つのことです。大阪府内における都市計画道路は、高度経済成長期の急激な都市の拡大などに対処するため、昭和30年代から昭和40年代にかけて、その多くが計画決定されてきました。しかしながら、近年におきましては、人口減少や経済状況による財政の制約などにより、

整備のペースは急激に鈍化しました。その結果、多くの都市計画道路が未着手のままとなっております。

大阪府では、平成23年3月に改訂した「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に基づき、「都市計画道路見直しの基本方針」を策定しました。都市計画道路のこうした状況を受けまして、この方針では、長期未着手となっている都市計画道路について、都市づくりの方針との整合性や交通処理機能など様々な観点からの必要性和事業の実現性を評価し、存続、変更、廃止の方向性を判断するものです。なお、見直しの期間といたしましては、平成23年度から平成25年度までの3か年を予定しております。

都市計画道路につきましては、府決定路線および市決定路線の2種類があります。まず、府決定路線ですが、主に、複数の市町村にまたがるような広域幹線道路や、国道、府道の現道と重複している道路となっております。次に、市決定路線ですが、府決定路線以外の道路、主に、市域内のみ走る道路となっております。なお、本市における都市計画道路の府決定、市決定の状況については、青色で着色されている路線が府決定路線で、赤色で着色されている路線が市決定路線となっております。

本市の都市計画道路の計画決定状況としましては、前回の本審議会で報告させていただきました狭山河南線の変更、柏原赤飯線の廃止を受けまして、画面にもございますように、路線総数30路線、計画総延長63.28kmとなっております。現在の整備状況につきましては、整備済または整備中路線の延長につきましては36.85km、全体の約58%となっており、未着手路線の延長が26.43km、全体の約42%となっております。なお、本市における都市計画道路整備状況については、水色で着色されている路線が整備済及び整備中、黄色で着色されている路線が未着手となっております。

この度、大阪府は、府決定路線のうち、未着手の6路線について、大阪府案を示してまいりました。この6路線につきましては、狭山河南線、八尾富田林線、喜志甲田線、喜志太子線、狭山池富田林線、若松別井線となっております。

なお、大阪府は、今回の都市計画道路の見直しの作業に際し、路線別の見直しカルテを作成しております。この見直しカルテでは、各評価項目からの総合評価によって、存続、変更、廃止についての判断を行っております。

では、見直しカルテの内容について簡単に説明させていただきます。評価項目を大きく分けると、必要性、実現性の2つの観点があります。必要性については、交通処理機能、交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能、代替機能の6つの機能から判断し、実現性については、財政上の問題、事業・構造上の問題の2つの項目から判断します。それでは、路線別の大阪府案の説明をさせていただきます。

まず、最初に狭山河南線についてですが、この路線は、昭和45年6月に当初決定しており、西は大阪狭山市から、東は中小企業団地内まで、市域を東西に横断する都市計画道路です。

こちらの路線の事業進捗状況ですが、青色で着色されている旧の国道170号から中小企業団地内までの960mが整備されており、残りの黄色の部分は未着手となっております。大阪府では、この狭山河南線について、現道の代替路線もなく、東西交通における交通処理機能の必要性が高いという理由から存続と判断しています。

2番目に、八尾富田林線についてですが、この路線も、昭和45年6月に当初決定しており、八尾市から本市までを広域的に結ぶ都市計画道路です。市域内では、堺市から都市計画道路狭山河南線を結んでおります。この路線の事業進捗状況ですが、全線230m未着手となっております。大阪府では、この八尾富田林線について、本路線が接続する堺市域が整備されれば、交通処理機能の必要性が高いとい

う理由から、存続と判断しています。

3番目に、喜志甲田線についてですが、この路線は、昭和30年1月に当初決定しており、現道が旧の国道170号であり、市域を南北に結ぶ都市計画道路です。羽曳野市から国道309号を結んでおります。この路線の事業進捗状況ですが、計画幅員が16mから18mで、現道の旧国道170号の幅員が約8mから約12mということで、全線4,900m未着手となっております。

大阪府では、この喜志甲田線について、重複する現道、旧の国道170号により、既に車線として2車線が確保されており、交通処理上、必要性がないため、また、沿道には既に住宅や店舗があり、移転などの問題から事業の実現性は低いという理由から廃止と判断しています。

4番目に、喜志太子線についてですが、この路線は、昭和45年6月に当初決定しており、近鉄喜志駅と太子町を東西に結ぶ都市計画道路です。こちらの路線の事業進捗状況ですが、青色で着色されています近鉄喜志駅東側から府道美原太子線の喜志南交差点東側の辺りまでの260mについては整備がされておりますが、残りの黄色の部分は未着手となっております。大阪府では、この喜志太子線について、府道美原太子線、府道新美原太子線の2路線により代替機能を有しており、交通処理が可能のため、また、石川を渡る長大橋が必要になり、事業の実現性も低いという理由から廃止と判断しています。

5番目に、狭山池富田林線についてですが、この路線は、昭和33年1月に当初決定しており、大阪狭山市から都市計画道路富田林駅南線を結ぶ、東西の広域的な都市計画道路です。こちらの路線の事業進捗状況ですが、青色で着色されています、大阪狭山市から大阪外環状線との交点までの2,820mについては整備がされておりますが、残りの黄色の部分は未着手となっております。大阪府では、この狭山池富田林線について、国道309号、府道堺富田林線、今回の見直しで存続予定の都市計画道路狭山河南線の3路線で東西方向の広域的な交通処理が可能という理由から廃止と判断しています。

6番目に、若松別井線について説明させていただきます。この路線は、昭和33年1月に当初決定しており、旧の国道170号の本町北交差点の辺りから、河南町までの東西方向を結ぶ都市計画道路です。この路線の事業進捗状況ですが、青色で着色されています旧の国道170号の本町北交差点の辺りから金剛大橋手前までの680mについては整備済及び整備中とされておりますが、残りの黄色の部分は未着手となっております。大阪府では、この若松別井線について、府道富田林太子線、府道富田林五条線の2路線により代替機能を有しており、交通処理が可能という理由から廃止と判断しています。

今回、大阪府が府決定路線についての見直し案を示してきたことにより、本市としましては、市決定路線も含めた、本市としましての見直しの素案を作成する予定です。この素案の作成に際しましては、庁内での調整及び近隣市町村との協議などを行い、今回の大阪府が提示してきた見直し案についても検証を行った上で、本市の道路ネットワークについて検討し、必要性、事業性の観点も含めて、素案を作成してまいりたいと考えております。

また、見直しの期間についても、大阪府が平成23年度から平成25年度までの3か年としておりますので、本市としましてはこのスケジュールに合わせて、作業を行ってまいりたいと考えております。今後は、この見直しの素案が出来次第、本審議会に報告させていただきますので、その際にはご審議の程よろしく申し上げます。

以上で、その他2「都市計画道路の見直しについて（大阪府決定路線）」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいまご報告いただきました都市計画道路の見直し、大阪府の決定路線につきまして、ご意見・ご質問等はございますでしょうか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回、少しご指摘をいただいて、評価の判断基準ということをきっちりと明示しながらということと同時に、今回の場合は、庁内で大阪府案の検証も行き、市道とのネットワークの検証もしてここにお諮りしたいということでございますので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そしたら検証が終わった段階で、ここに適切な時期にご報告をいただきながら手続きを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、今日予定しておりました案件に関しましては、全て終了いたしましたけれども、この際、何かご意見ございますでしょうか、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

少し重要な案件が重なった件と、私の議事進行がまずかったこともございまして、ちょっと時間が12時を回りましたけれどもご協力ありがとうございました。それでは事務局の方にお返したいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

《事務局：北野》

事務局のまちづくり政策部長の北野でございます。

本日は、大変お忙しいところご出席をいただき、また、長時間にわたり多数の案件について熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。毎回、このように都市計画審議会にて委員の皆様が熱心にご審議いただきますことが、本市のより良いまちづくりへとつながっていくものと思っております。

また、近年の市街化区域における都市計画法に基づく開発行為の許可など、国・大阪府からの権限移譲、都市計画提案制度に基づく地区計画の提案などにより、今後、地域のまちづくりの重要性は、より一層高まっていくものと思っております。

委員の皆様におかれましては、これから2年という任期ではございますが、本市の都市計画行政にお力添えをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、次回の審議会でございますが、日程の方が決まり次第、事務局よりご案内の方をさせていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、これで閉会のあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。